

## 名古屋市指定給水装置工事事業者各種届出等のご案内

### 1 指定事項に変更があったとき

変更のあった日から 30 日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」を提出してください。添付書類は別表のとおりです。

### 2 給水装置工事主任技術者の選任又は解任したとき

選任又は解任のあったときから 2 週間以内に「給水装置工事主任技術者の選任・解任届出書」を提出してください。選任したときは、給水装置工事主任技術者免状の写しを添付してください。

### 3 給水装置工事事業を廃止、休止、再開したとき

廃止又は休止したときはその日から 30 日以内、再開したときはその日から 10 日以内に「指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書」を提出してください。

### 4 指定証を再発行するとき

「名古屋市上下水道局給水装置工事事業者指定証再交付申請書」(第 7 号様式)を提出してください。汚損による再発行の場合のように指定証が手元にある場合にはご返納ください。

## 添付書類

届出の種類		変更届	登記簿 謄本	定款	外観の 写真	住民票 の写し	誓約書	指定証 返納	
指定事項 の変更	組織変更	有限→株式等の組 織変更	○	○	○			○	
		個人→法人／法人 →個人	廃止して新規指定						
	氏名・名称 変更	法人（商号の変 更）	○	○	○				○
		個人（氏の変更・ 屋号の変更）	○				○		○
	代表者変更	法人	○	○	○			○	※
		個人	廃止して新規指定						
	役員変更	選任	○	○				○	※
		解任	○	○					※
	住所変更	法人	○	○	○	○			※
		個人	○			○	○		※
	住居表示変 更	法人	○	○					※
		個人	○				○		※
	登記簿謄本及び住民票等の代わりに住居表示変更証明書も可								
	電話および FAX番号	共通	○						※
主任技術者の 増減	主任技術者選任・解任届 主任技術者証／免状の写し（主任技術者の選任があった場合）								
廃止・休止・再 開	共通							○（再開 は不要）	
		廃止・休止・再開届							
指定証再交付	共通							○（紛失 は不要）	
		再交付申請書							